

前 文

平成 21 年4月に「小規模住居型児童養育事業(以下、ファミリーホーム)」が、社会福祉事業として新たに創設された。ファミリーホームは家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的としている。

ファミリーホームの設立については、事業主体として里親等個人立の場合と社会福祉法人等法人が設立し、養育者を雇用する場合の2種類がある。法人立の場合、本 45 項目は当然そのまま適用となるが、個人立の場合、その適用については以下について留意が必要と考えられる。

ファミリーホームは、3人以上の養育者を置かなければならないとされており、現在最も多くとられている職員の構成は、「管理者」(夫) + 「専任の養育者」(妻) + 「補助者」となっている。その場合、事業主たる「管理者」が「補助者」を雇用することが通常である。

ファミリーホームは、家庭という子どもの生活の場そのものが事業の中心であり、そこに制度の優位性を見出すところであるが、同時に事業体としての脆弱さも内包している。

個人立のファミリーホームの場合、組織化された法人を前提とした福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの共通 45 項目を字義通り適用することに馴染みにくい項目も存在するが、委託された子どもの権利擁護、また、事業者としての責任や事業の社会的使命という観点からは、個人立であっても課せられた責任は同等であり、基本的に全項目において適用されるべきである。但し、過度の事務的負担により、事業の本質である子どもの養育に支障をきたすことのないようにしなければならない。

特に「Ⅱ—2福祉人材の確保・育成」の評価領域においては、文字通りの取り組みの難しいところもあるが、その趣旨を理解した上での工夫と取り組みを評価することにより、ファミリーホームの質の確保と向上が図られるべきである。